

一般社団法人日本人間工学会 表彰制度規程

- 第1条 一般社団法人日本人間工学会（以下、学会という）は、人間工学の普及と発展に著しく寄与した個人または団体を顕彰するために表彰を行う。
- 第2条 表彰制度として、功労賞、論文賞、研究奨励賞、グッドプラクティス賞、優秀研究発表奨励賞を設ける。
- 第3条 功労賞、論文賞、研究奨励賞、グッドプラクティス賞、優秀研究発表奨励賞の選考は別に定める選考規程に基づき表彰委員会が実施し、理事会の議を経て決定する。
- 第4条 学会に係る前条以外の表彰事務について、表彰委員会が担当することができる。
- 第5条 表彰は定時社員総会で行う。ただし、優秀研究発表奨励賞については、全国大会後に表彰委員会が選考結果を理事会に諮り、理事長が表彰状を授与する。
- 第6条 この規程の変更は、理事会の議決による。

附則

1. この規程は、2015年9月17日から施行する。